

規制の整合化等に向けた検討について

平成27年12月18日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

1. 既存規制の見直し（規制・制度間の整合化等）について

液化石油ガス法に定める液化石油ガス販売事業は、消費者保安の観点からガス事業法における簡易ガス事業などと一定の類似性を有しているものの、保安確保に関する制度体系が根本的に異なることから、技術基準や保安業務等の保安規制の面において様々な相違点が存在する。

しかしながら、液化石油ガス法とガス事業法においてはボンベやバルク貯槽等の供給設備、瞬間湯沸器といった燃焼器等の中には適用法令に関係なく同一仕様の設備・機器が、そのまま使用されている例が少なからずある。また、液化石油ガス法と高圧ガス保安法においても、同一仕様の設備が双方で使用されている。

そのため、技術基準等の保安規制のうち、技術的に同じ評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図ることが重要である。

以上の観点から、法律の改正に及ばない範囲（規則、告示等）で制度を見直すことを前提に、規制・制度間の整合化に可能な限り取り組むこととする。

2. 保安規制の比較検討調査等の実施状況

第6回の本委員会においては、ガス事業法において運用される調査等における需要家不在時の対応（※1）に関して、液化石油ガス法に定める消費設備調査においても、調査のために3回以上訪問したが不在により実施できなかった場合には、「不在一般消費者等」として保安業務実施状況報告に記載させることとし、一般消費者等による「調査拒否」として取り扱うことが確認された。

同小委員会では、その他の規制・制度に関しても、ガス事業法・高圧ガス保安法の分野において、液化石油ガス法と類似性を有する規制事項を抽出・整理し、整合化の可能性について比較検討調査を行うこととしている。

（※1）ガス事業法における消費機器調査では、ガス事業者は、需要家不在により調査を行うことができなかった場合、再度調査を行うこととしている。そして、調査のために3回以上訪問したが、不在により実施できなかった場合には、「不在需要家」としてその数を調査結果年報に記載して報告し、需要家による「調査拒否」と同様の取り扱いをすることとしている。

そこで、今回、以下の検討項目を抽出・整理し、規制の整合化等に向けた検討を行うこととする。

（1）液化石油ガス法とガス事業法との検討項目

① 消費設備の調査に係る再調査方法

（i）概要

液化石油ガス法においては、一般消費者等が所有し、又は占有する消費設備を調査し、調査の結果、技術上の基準に適合していないと認められた場合は、その所有者又は占有者

である一般消費者等に対し、「技術基準に適合するようにするためにとるべき措置」、「その措置をとらなかった場合に生ずべき結果」を通知し、通知の日から一定期間経過した後に、再調査を行うこととしている（液化石油ガス法施行規則第37条第2号）。

また、ガス事業法においても、消費機器の調査を定期的実施し、当該消費機器が技術基準に適合していない場合には、同様にその所有者又は占有者に対して通知を行い、一定期間経過後に再調査を行うこととしている（ガス事業法施行規則第107条第2号）。

この再調査の期間に関し、液化石油ガス法では、通知の日から1月を経過し6月を経過しない期間に再調査を実施し、消費設備が技術基準に適合することを確認するまで何度も再調査を実施することを求めている。

他方、ガス事業法は、通知の日から1月を経過した日以後5月以内に再調査を行うことを求めているが、一度通知を行った内容に関しては、毎年度1回以上通知を行えばよく、再々調査を行うことまでは求めていないことから、液化石油ガス法と差異が生じている。

(ii) 今後の方向性

液化石油ガス法施行規則第37条第2号を改正し、ガス事業法施行規則第107条第2号イ及びロの規定内容を盛り込むことで、液化石油ガス法においてもガス事業法と同様の運用とし、液化石油ガス法とガス事業法を整合化することとしてはどうか。

②供給設備点検・消費設備調査における裕度期間の設定

(i) 概要

本年6月に開催された第11回ガス安全小委員会において、消費機器・内管の調査・検査等の頻度^(※2)を原則「4年に1回以上」、周知の頻度に関しても「2年に1回以上」と液化石油ガス法に定める頻度と整合させることが確認された。

(※2) 現在、ガス事業法では、消費機器・内管の調査・検査の頻度は原則「40月に1回以上」、周知の頻度は「3年度ごとに1回以上」行うこととしている。

さらに、同小委員会の議論においては、現在ガス事業法において、調査・検査の頻度を「40ヶ月に1回以上」とし、実質的に3年単位で前倒しせず行うことが可能となっていることから、周知・調査等の頻度を液化石油ガス法と整合化する場合においても、一定期間（例えば4ヶ月）を超えない時期に行っても「満期日」に行ったものと扱って差し支えない運用を行うなど、周知・調査等の日程前倒しとならないよう措置を講じるところである。

(ii) 今後の方向性

液化石油ガス法においても、かつてはガス事業法と同様の裕度期間の設定する運用としていたものの、現行においては、定められた期間である4年以内に確実に終了しなければならず、液化石油ガス販売事業者は日程を前倒して周知・調査等を行っている実態がある。

そこで、液化石油ガス法施行規則を改正し、液化石油ガス法においてもガス事業法と同様に、一定期間（例えば4ヶ月）を超えない時期に行っても「満期日」に行ったものと扱って差し支えない運用を行うなど、周知・調査等の日程前倒しとならないよう措置を講じ、液化石油ガス法とガス事業法で整合的な運用としてはどうか。

<保安機関のコメント>

- ・ 裕度の設定は、点検員の負担を平準化することができ、点検の予定が組みやすくなるため事業者としては助かる。
- ・ 現状は3年数か月の頻度で調査を実施しているので、裕度が設定されることは有難い。

③ 消費設備の技術上の基準

(i) 概要

液化石油ガス法とガス事業法では、それぞれ消費設備・消費機器の技術基準として、ともに燃焼器及びその給排気部に関する技術基準を定めている。

当該技術基準は概ね整合しているものの、下表のとおり、一部の基準において差異が生じている。

<参考1> 液化石油ガス法とガス事業法における消費設備・消費機器の技術基準

液化石油ガス法施行規則	ガス事業法施行規則
第44条第1号タ(1)(viii) 第44条第1号ネ(9) 排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料でおおわれていること。	第108条第2号イ(8) 第108条第6号リ 排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。 <u>ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合、この限りでない^(※)。</u>

(※) ガス事業法施行規則のただし書きは、平成12年6月の建築基準法の改正において、建築基準法施行令第115条第1項第三号の適用除外項目として建設省告示第1404号第3第二号に「廃ガス等が、火粉を含まず、かつ廃ガス等の温度が100度以下であること」と定められたことに伴い、平成12年10月の改正により追記した。なお、当該改正以前は、液化石油ガス法と同様の表現であった。

(ii) 今後の方向性

ガス事業法施行規則第108条に定める「燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合、この限りでない。」の内容を、液化石油ガス法施行規則第44条第1号タ(1)(viii)及び同号ネ(9)に規定し、液化石油ガス法とガス事業法を整合化することとしてはどうか。

<保安機関のコメント>

- ・ ガス事業法で実績があるので、整合して問題ないと考える。

④ バルク貯槽と保安物件との距離

(i) 概要

液化石油ガス法においては、貯蔵設備の外面から保安物件(学校、病院等)に対し、距離を有することを求めている(液化石油ガス法施行規則第18条第2号イ他)。

当該距離の具体的な数値に関しては、貯蔵設備の種類・貯蔵能力に応じて規定しているが、貯蔵能力10,000kg以上バルク貯槽については、特段の距離は規定していないことから、液化石油ガス法の他の容器・貯槽と整合していない状態となっている。

なお、ガス事業法においても、ガス工作物に関し、同様に保安物件との距離規制が設け

られているが、貯蔵能力が 10,000kg 以上のバルク貯槽についても距離を規定している。

(ii) 今後の方向性

現在、液化石油ガス法に係る貯蔵能力が 10,000kg 以上のバルク貯槽を用いて液化石油ガスを供給する事例は確認されていないが、今後貯蔵能力が 10,000kg 以上のバルク貯槽が貯蔵設備として使用される場合には保安物件との距離が無規制となり保安上適当でないことから、液化石油ガス法施行規則を改正し、10,000kg 以上のバルク貯槽に関して、保安物件との距離を設けることとしてはどうか。

⑤ 調査時の不在時対応に係る保安機関の報告内容

(i) 概要

ガス事業法では、ガス事業者に対し、その事業に関する事項として「消費機器調査結果年報」を産業保安監督部長に毎年報告することを義務付けている（ガス事業法施行規則第 111 条第 1 項）。同様に、液化石油ガス法においても、液化石油ガス販売事業者から委託を受けている保安機関に対して、「保安業務実施状況報告」を経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に毎年度報告することを義務付けている（液化石油ガス法施行規則第 132 条）。

また、ガス事業法においては、ガス事業者が報告する「消費機器調査結果年報」のフォーマットを定めており（ガス事業法施行規則様式 60）、当該フォーマットにおいて「調査が完了した需要家数」に加え、「調査を拒否した需要家数」や「不在需要家数」を記載することとしている。他方、液化石油ガス法では、「保安業務実施状況報告」のフォーマットを通達において示しているが、「調査を実施した一般消費者等の数」のみを記載することとしている。

(ii) 今後の方向性

前回の本小委員会において検討したとおり、液化石油ガス法における消費設備調査に関しても、ガス事業法の消費機器調査と同様に、3 回以上訪問したが不在により実施できなかった場合、今後は当該一般消費者等に関して「調査拒否」として取り扱うことを考えている。

そこで、通達における「保安業務実施状況報告」の様式を改正し、「調査を拒否した一般消費者等の数」や「不在一般消費者等の数」に関する記入欄を設けることで、液化石油ガス法とガス事業法を整合化することとしてはどうか。

なお、消費設備調査は、一般消費者等に連絡を取り在宅時をあらかじめ確認しておくことや、調査日時を休日など一般消費者等に都合が良いよう工夫して設定すること、再訪問は前回と別曜日に行うことなど、不在数を減らしていく手法による調査が重要となる。

<保安機関のコメント>

- ・ 3 回で不在処理することについて、ガス事業法と整合することは良いことだと考える。様式の変更については、現状調査時の不在者や調査拒否者について管理しており、問題ない。

⑥情報通信技術を用いた周知の手法について

(i) 概要

液化石油ガス法では、液化石油ガス販売事業者に対し、「液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項」を一般消費者等に周知させる義務を課している（液化石油ガス法第27条第3号）。また、周知の方法については、施行規則第38条において「書面による配布」と規定しているため、周知書面を手交や郵送によって実施している。

現行のガス事業法においても、需要家に対し「ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し、必要な事項」を周知しなければならないとし、その具体的な周知の方法として「書面を配布する」こととしており、液化石油ガス法と同様の方法で実施している（ガス事業法第40条の2第1項、施行規則第106条第2号イ・ロ）。

他方、第12回ガス安全小委員会の議論において、改正ガス事業法^(※3)施行後は、ガス小売事業者が需要家に対して行う周知について、需要家の承諾を前提に、書面配布に代えて、情報通信技術を利用した方法により実施できるようにすることを検討している。ただし、ガス小売事業者が当該情報通信技術を利用した方法により周知を実施した場合であっても、需要家から書面配布の求めがあった場合には、書面配布を行わなければならないことを検討している。

(※3) 平成27年6月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」第5条による改正ガス事業法。

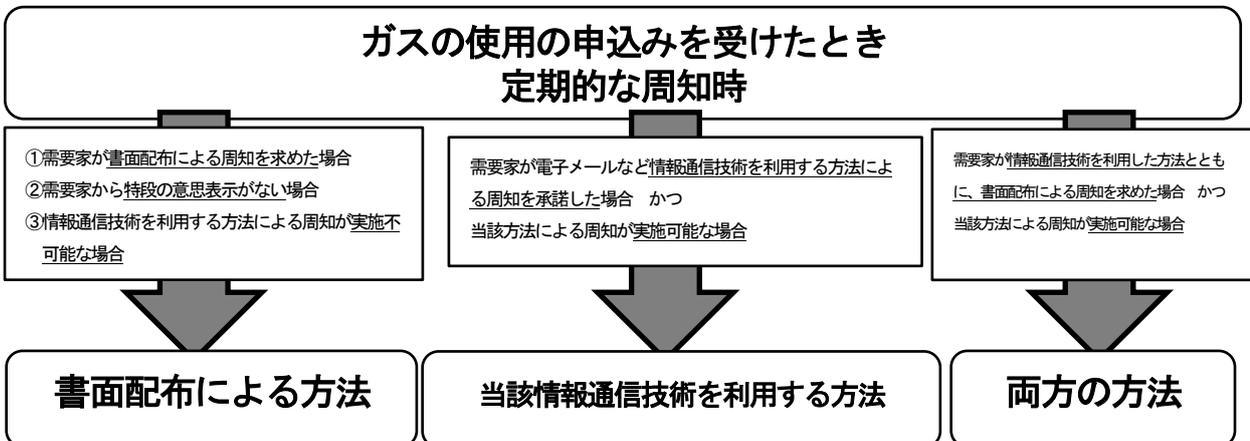
(ii) 今後の方向性

液化石油ガス法においても、改正ガス事業法と同様に、情報通信技術を用いた方法により、有効な周知を行うことができる場合も想定されることから、液化石油ガス法においても情報通信技術を利用した周知の方法を規定してはどうか。

<参考2>危険発生防止周知における情報通信技術を用いた方法の具体的内容

- ①電子メールを送信する方法であって、需要家が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- ②当該液化石油ガス販売事業者又は保安機関のホームページにおいて、周知事項を需要家に閲覧させるとともに、周知事項をダウンロードさせる方法
- ③CD-ROM等の記録媒体を交付する方法

<参考3>改正ガス事業法における危険発生防止周知の実施方法（基本イメージ）



<保安機関のコメント>

- ・周知の手法の選択肢が増えることは良いであると考える。
- ・ペーパーレスになり、また、お客様の選択肢が増えるため良いと思う。

⑦一部承継時の供給設備点検・消費設備調査の取扱い

(i) 概要

液化石油ガス法では、供給設備・消費設備の点検・調査の頻度として、「4年に1回」以上に加えて、「供給開始時」に行うこととしている。他方、液化石油ガス販売事業者が他の販売事業者と合併など承継を行った際には、全部承継^(※4)の場合には、「供給開始時に該当しない」として、再度の点検・調査を行うことは求めている。しかしながら、それ以外の承継（一部承継）の場合には、供給開始時の調査・点検を行うという運用としている。

(※4) 事業の全部の譲り渡し又は相続若しくは合併があった場合

現在、ガス事業法においては、ガス事業者は供給開始時において内管漏えい検査・消費機器調査を行うことが一般的であるが、全部承継・一部承継を行ったときは再度の検査・調査を行うことはしておらず、液化石油ガス法と差異が生じている。

(ii) 今後の方向性

液化石油ガス法において、全部承継がなされた際に、再度の点検・調査を行うことまでは求めている趣旨としては、①単に供給者の名義が変更されただけであり、供給設備・消費設備ともに変更はないこと、②前回の点検・調査情報は承継により引き継がれることから、保安上特段求めるものではないためと考えられる。また、現行ガス事業者が全部承継・一部承継の際に再度の検査・調査を行わない趣旨も同様と考えられる。

この点、液化石油ガス販売事業者の一部承継においても、承継対象の一般消費者等に関して、営業権、店舗、従業員、帳簿、保安情報、供給設備等が譲り渡されるなど、全部承継の場合と同様である。そこで、液化石油ガス販売事業者においても、一部の販売所に係る事業の譲渡しといった一部承継に際して、再度の点検・調査を求めないこととしてはどうか。

<参考4>液化石油ガス法における一部承継の事例

2県（A県、B県）にまたがり複数の販売所を設置していた液化石油ガス販売事業者が、A県から営業活動を撤退し、B県のみの販売所で販売事業を継続することとした。撤退するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売事業者に引き継ぐこととし、A県における販売事業に係る営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡した。

<販売事業者のコメント>

- ・数百戸の点検調査を一斉に実施したことがあるが、非常に大変であった。このような制度は事業者にとって有難い。前事業者が定期の点検調査を確実に実施し、その保安情報等を引継げば、新たに点検調査を実施する必要はないと考える。

(2) 液化石油ガス法と高圧ガス保安法との検討項目

① 充てん設備に係る軽微な変更

(i) 概要

液化石油ガスをバルク貯槽に充てんするための設備は、液化石油ガス法における供給設備に充てんする場合は、液化石油ガス法に定める「充てん設備」の許可が必要であり、工業用設備に充てんする場合は、高圧ガス保安法に定める「移動式製造設備」の許可が必要となる。そのため、1台の車両で液化石油ガス法と高圧ガス保安法それぞれのバルク貯槽に充てんしようとする場合は、両法の許可を受けることとなる。

「充てん設備」、「移動式製造設備」に関して、その構造や設備を変更しようとするときは都道府県知事の変更許可を受け、又は軽微な変更である場合には都道府県知事に対する届出を行うことを求めている（液化石油ガス法第37条の2、高圧ガス保安法第14条）。

しかしながら、「軽微な変更」の内容に関して、液化石油ガス法と高圧ガス保安法では以下のとおり相違が存在しており、高圧ガス保安法では届出であるにもかかわらず、液化石油ガス法では変更許可を受けなければならない場合が存在する。

具体的には、高圧ホースや金属フレキ管などに関して、高圧ガス保安協会等が検査を実施したものに取替えた場合に、それが処理能力の変更を伴わない場合には、高圧ガス保安法では「軽微な変更」として届出対象となるが、液化石油ガス法では変更許可を受ける必要がある。

(ii) 今後の方向性

高圧ガス保安法における「移動式製造設備」と同様に、液化石油ガス法施行規則第66条第1項第1号を改正し、「処理能力の変更を伴わない取替え」を軽微な変更として届出対象とすることとし、高圧ガス保安法と液化石油ガス法を整合化してはどうか。

<参考5>高圧ガス保安法における「処理能力の変更を伴わない取替え」の規定
液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）<高圧ガス保安法の省令>

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二～六 （略）

2 （略）

<参考6> 充てん設備と移動式製造設備の許可を同時に申請する場合の添付書類について LPガス新型バルクローリに対する高圧ガス保安法における製造の許可、液化石油ガス法における充てん設備の許可については、許可を行う都道府県の事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の許可を同時に申請する場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」を平成27年度中に改正する予定^(注)。

(注) 本内容は、地方分権改革の一環としての措置である。

(3) その他の検討項目

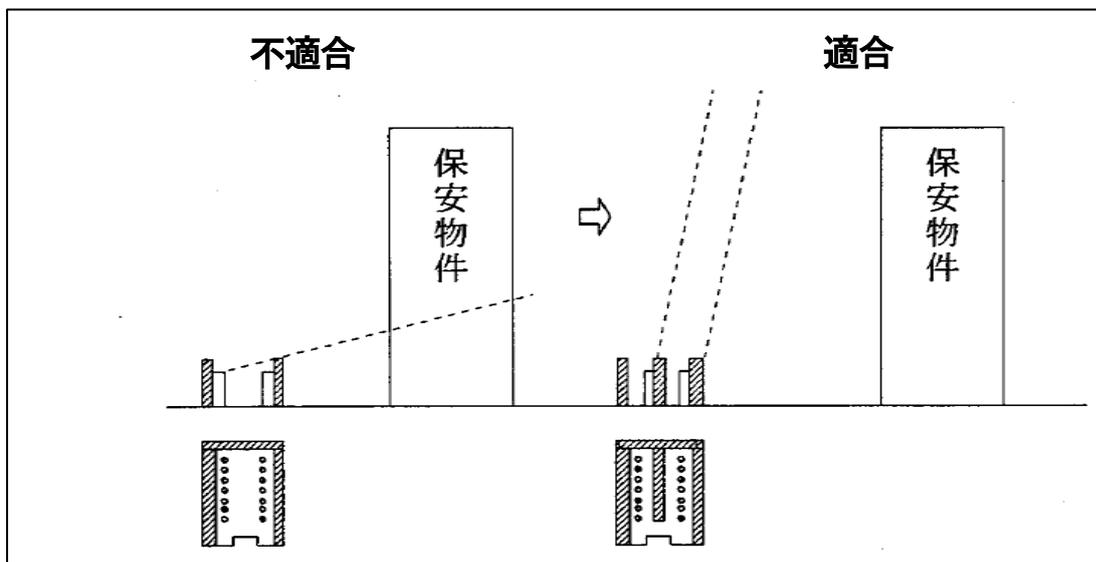
①対象物を有効に保護するための措置

(i) 概要

液化石油ガス法では、供給設備等から保安物件に対し距離を確保することを定めるとともに、当該距離の短縮要件として「厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁」の措置を定めている（液化石油ガス法施行規則第14条第3号等）。

さらに、液化石油ガス法においては、当該障壁の構造の具体的な内容について、例示基準として、「対象物を有効に保護できるものであること」を規定するとともに、その具体的基準として、「液化石油ガス法Q&A集」において「斜角規制」を示している。

<参考7> 「斜角規制」の内容（「液化石油ガス法Q&A集」p49）



(ii) 今後の方向性

液化石油ガス法における障壁に対して、「斜角規制」を定めている趣旨としては、ボンベが爆発した際の飛散物から、保安物件を有効に保護することにある。他方、飛散物から保安物件を有効に保護する方法としては、「エキスパンドメタル」をボンベ庫の屋根に設置する方法も考えられる。

現に、都道府県の中には「対象物を有効に保護できる障壁」として、斜角規制のほかに「エキスパンドメタルを天井全面に張る方法」によることができることを明確化している

ところもあり、それによって保安上の問題は特段生じていない。また、エキスパンドメタルが容器置場内の飛散防止に有効な手段であることは、過去のシミュレーション解析においても確認されている。

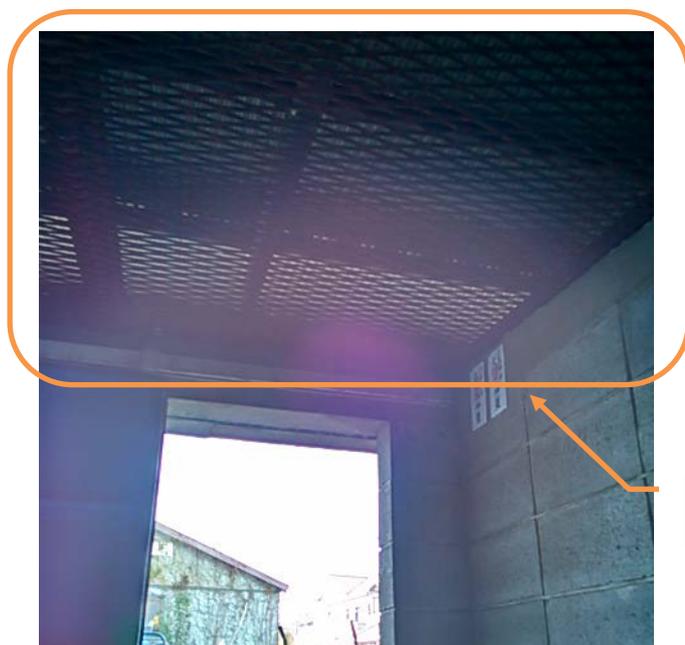
そこで、国として、「対象物を有効に保護できる障壁」の具体的基準として、斜角規制のほかに「J I S G 3351 (1987) エキスパンドメタルに定めるXG22 又はこれと同等以上のものを天井全面に張る方法」を認めることを明確化してはどうか。

<参考8>エキスパンドメタルの概要

エキスパンドメタルとは、金属板をエキスパンド製造器によって千鳥状に切れ目を入れながら押し広げ、その切れ目を菱形や亀甲状に成形したメッシュ状の金属板をいう。一枚の板状のため網目がもつれたり、ほどけたりしない。



(出所) 株式会社 奥谷金網製作所



エキスパンドメタル

<参考9>都道府県におけるエキスパンドメタルを認めている運用事例
千葉県「液化石油ガス設備工事届出の手引き」(平成11年3月)【抜粋】

(9) 保安物件に対する斜角方向距離及びエキスパンドメタル

保安物件に対して確保しなければならない距離は、水平方向距離の他に下記のような斜角方向距離がある。

この斜角方向距離の緩和措置としては、障壁を高くする方法があるが、エキスパンドメタルを貯蔵庫の天井全面に張る方法もある。

(注) 千葉県では、当該緩和措置を昭和62年頃から実施している。

<販売事業者のコメント>

- ・斜角規制に比べコスト面で負担が軽くなると思われるので、非常に助かる。

規制の整合化等に向けた検討について

平成27年12月17日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

1. 既存規制の見直し(規制・制度間の整合化等)について

ガス事業法や液化石油ガス法などは、同じガス体エネルギーに係る法律であり、想定する事業形態の中には一定の類似性を有しているものの、保安確保に関する制度体系が根本的に異なることから、技術基準や保安業務等の保安規制の面において様々な相違点が存在する。

しかしながら、ガス事業法と液化石油ガス法においてはボンベやバルク貯槽等のガス工作物、瞬間湯沸器といった消費機器等の中には適用法令に関係なく同一仕様の設備・機器が、そのまま使用されている例が少なからずある。

そのため、技術基準等の保安規制のうち技術的に同じ評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図ることが重要である。そこで、法律の改正に及ばない範囲(規則、告示等)で制度を見直すことを前提に、規制・制度間の整合化に可能な限り取り組むこととする。

2. 保安規制の比較検討調査等の実施状況

第11回の本委員会においては、消費機器・内管の調査・検査等の頻度^(※1)を原則「4年に1回以上」、周知の頻度に関しても「2年に1回以上」と液化石油ガス法に定める頻度と整合させることが確認された。

同小委員会では、その他の規制・制度に関しても、液化石油ガス法・高圧ガス保安法の分野において、類似性を有する規制事項を抽出・整理し、整合化の可能性について比較検討調査を行うこととしている。

(※1) 現在、ガス事業法では、消費機器・内管の調査・検査の頻度は原則「40月に1回以上」、周知の頻度は「3年度ごとに1回以上」行うこととしている。

そこで、今回、以下の検討項目を抽出・整理し、規制の整合化等に向けた検討を行うこととする。

(1) 対象物を有効に保護するための措置

① 概要

ガス事業法では、ガス工作物に関し、その外面から保安物件(学校、病院等)に対し、距離を確保することを求めている(ガス工作物の技術上の基準を定める省令(以下「技省令」という。)第6条第2項)。また、当該距離の短縮要件として、「厚さ12センチメートル以上、高さ1.8メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁」を定めている(ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第4条)。

同様に、液化石油ガス法においても、供給設備等から保安物件に対し距離を確保することを定めるとともに、当該距離の短縮要件として「厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁」の措置を定めている(液化石油ガス法施行規則第14条第3号等)。

さらに、液化石油ガス法においては、当該障壁の構造の具体的な内容について、例示基準として、「対象物を有効に保護できるものであること」を規定し、解釈を明確化している。他方、ガス事業法においては、ガス工作物技術基準の解釈例（以下「解釈例」という。）において規定がなく、当該障壁の構造の具体的な内容について明確化していない。

② 今後の方向性

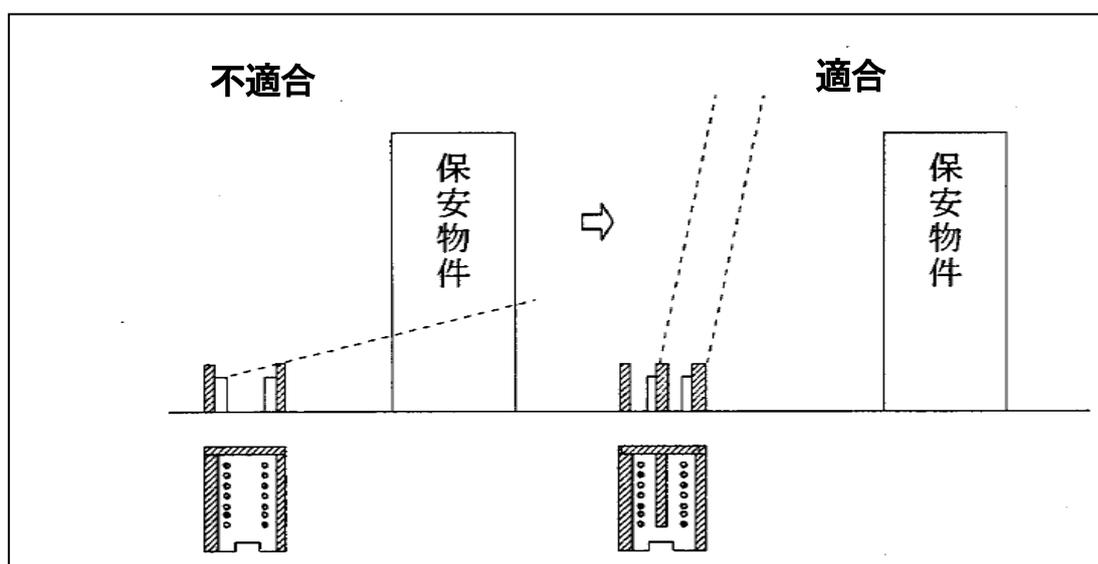
保安物件に対する離隔距離を確保する目的は、ガス工作物が爆発等により保安物件に与える影響を及ぼさないようにするためである。そのため、ガス事業法においても、液化石油ガス法と同様に、当該距離を確保できない場合に設ける障壁に対し、「保安物件を有効に保護」する役割を求めることが、保安上必要であると考えられる。

このことから、ガス事業法における障壁についても、解釈例において「対象物を有効に保護できるものであること」を明確化し、液化石油ガス法と整合化することとしてはどうか。

なお、現在液化石油ガス法については、「対象物を有効に保護できる障壁」の具体的基準として、「液化石油ガス法Q&A集」において「斜角規制」を示している。そこで、ガス事業法においても、液化石油ガス法と統合的な運用としてはどうか。

ただし、現行の特定製造所においては、「対象物を有効に保護できる障壁」を求める解釈を明確化していないことから、こうした斜角を設けていない場合が多い。仮に、既存設備にまで改修を求めた場合には、ボンベ庫の建替えや需要家へのガス供給の停止など、事業継続性に支障が生じるおそれがある。そのため、現在のガス事業者において、特段の事故が生じていない実態を鑑み、既存設備までは対象とはせず、今後新設する設備に関して適用することとしてはどうか。

<参考1> 「斜角規制」の内容（「液化石油ガス法Q&A集」 p 49）



なお、液化石油ガス法において、障壁に対して「斜角規制」を定めている趣旨としては、ボンベが爆発した際の飛散物から、保安物件を有効に保護することにある。他方、飛散物から保安物件を有効に保護する方法としては、「エキスパンドメタル」をボンベ庫の屋根に設置する方法も考えられる。

現に、都道府県の中には「対象物を有効に保護できる障壁」として、斜角規制のほかに

「エキスパンドメタルを天井全面に張る方法」によることができることを明確化しているところもあり、それによって保安上の問題は特段生じていない。また、エキスパンドメタルが容器置場内の飛散防止に有効な手段であることは、過去のシミュレーション解析においても確認されている。

次回の液化石油ガス小委員会においては、こうしたことを踏まえ、「対象物を有効に保護できる障壁」の具体的基準として、斜角規制のほかに「JIS G3351 (1987) エキスパンドメタルに定めるXG22 又はこれと同等以上のものを天井全面に張る方法」を認めることについて、検討を行うことを予定している。

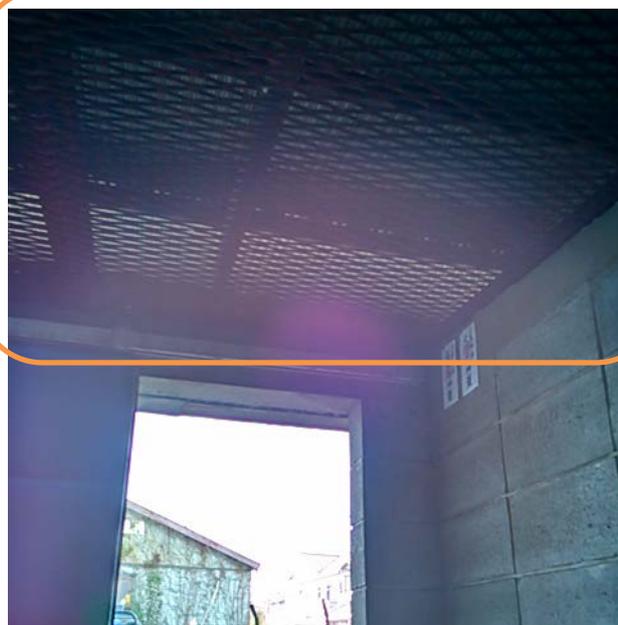
そこで、同小委員会において、仮に液化石油ガス法における「対象物を有効に保護できる障壁」として当該措置を認めた場合には、ガス事業法においても同様に当該措置を認め、統合的な運用を行うこととしてはどうか。

<参考2>エキスパンドメタルの概要

エキスパンドメタルとは、金属板をエキスパンド製造器によって千鳥状に切れ目を入れながら押し広げ、その切れ目を菱形や亀甲状に成形したメッシュ状の金属板をいう。一枚の板状のため網目がもつれたり、ほどけたりしない。



(出所) 株式会社 奥谷金網製作所



<ガス事業者のコメント>

- ・エキスパンドメタルによる方法は、ガス工作物の付近に新たな保安物件が建てられ離隔距離が確保できなくなる場合に、有効であると考える。

(2) 保安物件からの離隔距離の内容

① 概要

ガス事業法・液化石油ガス法では、(1)で述べたとおり、ともにガス工作物・供給設備に関し、その外面から保安物件に対し、距離を確保することを求めている。一方で、具体的な離隔距離について、ガス事業法と液化石油ガス法では、以下の点に相違が生じている。

- ・貯蔵能力が1,000k g未満の容器・貯槽に関して、液化石油ガス法では(i)第1種保安物件に対して、容器・バルク容器にあつては「0m」、バルク貯槽にあつては「1.5m」、(ii)第2種保安物件に対して、容器・バルク容器にあつては「0m」、バルク貯槽にあつては「1m」であるのに対して、ガス事業法の簡易ガス事業者にあつては、(i)第1種保安物件にあつては「16.97m」、(ii)第2種保安物件にあつては「11.31m」としている。
- ・貯槽能力が1,000k g以上3,000k g未満のバルク貯槽に関して、液化石油ガス法では第1種保安物件・第2種保安物件に対して「7m」であるのに対して、ガス事業法の簡易ガス事業者では第1種保安物件・第2種保安物件に対して「16.97m」としている。
- ・バルク貯槽以外の貯槽に関して離隔距離は、基本的にはガス事業法と液化石油ガス法で整合的ではあるものの、障壁・水噴霧装置を設けた場合の離隔距離の短縮内容については、液化石油ガス法の方がより短い距離を可能としている。

なお、貯蔵能力が3,000k g未満のバルク貯槽に関する液化石油ガス法の保安距離は、各種実証実験等を行い、バルク貯槽の周辺で火災など異常事象が生じた場合であっても、十分に周囲の保安物件に対して被害をもたらすことのないよう、安全性を十分に検証した結果を反映したものである。

<参考3> 現行のガス事業法と液化石油ガス法の保安物件からの離隔距離について

貯蔵種別	物件区分	保安距離緩和措置	貯蔵能力					
			1,000k g未満		1,000k g以上3,000k g未満		3,000k g以上10,000k g未満	
			簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法
容器 (バルク容器を除く。)	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		障壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		障壁あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク容器	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		障壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		障壁あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク貯槽	第1種	緩和措置なし	16.97	1.5	16.97	7	16.97	16.97
		障壁等あり(※) 埋設	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	1	11.31	7	11.31	11.31
		障壁等あり(※) 埋設	0	0	0	0	9.05	9.05
貯槽 (バルク貯槽を除く。)	第1種	緩和措置なし	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97
		障壁あり	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58
	第2種	障壁・水噴霧装置あり	13.58	0	13.58	0	13.58	13.58
		埋設	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58
貯槽 (バルク貯槽を除く。)	第1種	緩和措置なし	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31
		障壁あり	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05
	第2種	障壁・水噴霧装置あり	9.05	0	9.05	0	9.05	9.05
		埋設	11.31	0	11.31	0	11.31	9.05

(※) 液化石油ガス法における貯蔵能力1,000k g未満のバルク貯槽にあつては、構造壁。

② 今後の方向性

第5回の本小委員会において検討したとおり、10,000kg未満の容器・貯槽は、液化石油ガス法の規制において十分検討したもの（特にバルク貯槽については、過去の実証試験等によって詳細に確認し、安全性を十分に検証した結果を反映したもの）としており、液化石油ガス法の保安距離を適用することで、簡易ガス事業に適応しても保安を維持できると考えられる。

そこで、特定ガス発生設備に係る容器・貯槽に関して告示改正を行い、(i) 1,000kg未満の容器・貯槽に関して、液化石油ガス法と同等の離隔距離とする、(ii) 1,000kg以上3,000kg未満のバルク貯槽に関して、液化石油ガス法と同等の離隔距離とする、(iii) バルク貯槽以外の貯槽に関して、障壁・水噴霧装置を設けた場合において、液化石油ガス法と同等の短縮内容とすることとしてはどうか。

<参考4>第5回ガス安全小委員会 資料2（平成26年6月25日）

3. 簡易ガス事業に係る保安のあり方【論点3】

(3) 技術基準

①貯槽等

(b) 今後の方向性

10トン未満は、液化石油ガス法の規制において十分検討されたもの（特にバルク貯槽において過去の実証試験等により詳細に確認し、安全性が十分に検証された結果が反映されたもの）となっており、液化石油ガス法の保安距離を適用することで、簡易ガス事業に適応しても保安を維持できると考えられる。

<ガス事業者のコメント>

- ・バルク貯槽を設置した後に、保安物件ができ離隔距離が確保できなくなるケースが考えられる。液化石油ガス法で実績があるので、整合化してもらいたい。

(3) 簡易ガス事業におけるガス主任技術者が兼任する場合の連絡に関し必要な事項

① 概要

ガス事業法では、簡易ガス事業者が選任するガス主任技術者^(※2)について、告示（ガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲）で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることを可能としている（ガス事業法施行規則第33条第3項、第91条第2項）。

(※2) 一般ガス事業者が簡易ガス事業を営む場合も同様。

当該告示で定める要件の中では、特定製造所に、緊急時においてガス主任技術者等に連絡ができるように、①ガス主任技術者等の氏名、②常時勤務する事業場名、③その事業場及び自宅の電話番号その他の連絡に関し必要な事項を、公衆の見やすい箇所に掲示することを求めている。

他方、液化石油ガス法においては、一定数量以上の貯蔵能力を有する貯蔵設備に対し、その外部から見やすいように警戒標を掲げることを求めている（液化石油ガス法施行規則第18条第2号ホ、第53条第1号へ）。そして、当該警戒標への表示事項として、例示基準において①販売所の名称及び所在地、②貯蔵施設等の管理者の氏名、③貯蔵施設等の管理者の電話番号等としている。

すなわち、液化石油ガス法においては、事務所の電話番号を含む「管理者の電話番号」としているところ、ガス事業法においては、個人情報であるガス主任技術者等の「自宅の電話番号」まで掲示を求めており、両法令において差異が生じている。

② 今後の方向性

特定製造所に「自宅の電話番号」を求めている趣旨としては、緊急時において確実に連絡がつながるよう連絡先を掲示することにあるため、必ずしも掲示内容を特定個人の「自宅の電話番号」に限定する必要はないと考えられる。

そのため、ガス事業法において告示を改正し、「ガス主任技術者等の自宅の電話番号」の代わりに、事務所の電話番号を含む「ガス主任技術者等の連絡先の電話番号」を求めることとし、液化石油ガス法と整合してはどうか。

<ガス事業者のコメント>

- ・自宅の電話番号の掲示までは不要と考えるので、良いことだと考える。